

Q&A 質問一覧

01 特定建築物、特別特定建築物について……………398

- Q1 特別特定建築物の規模を判断する場合に棟単位で判断するのか、敷地単位で判断するのか。
- Q2 条例施行に伴う経過措置はどうか。
- Q3 特定建築物、特別特定建築物の用途の捉え方はどう考えるのか。
- Q4 体育館、水泳場で「一般公共の用に供される」とはどういう意味か。
- Q5 「主として高齢者、障がい者等が利用する」とはどういう意味か。
- Q6 公民館、自治集会所、隣保館の適用面積は。
- Q7 携帯電話の販売店は、「ガス、電気、電気通信のように供する事務所」か。それとも物品販売業を営む店舗か。
- Q8 セレモニーホール、斎場は集会場か。
- Q9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものにおける「その他これらに類するもの」とは何か。
- Q10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するものにおける「その他これらに類するもの」とは何か。
- Q11 シェアハウスやグループホームはどの用途に該当するのか。
- Q12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は施行令第4条第15号の特定建築物となるのか。
- Q13 飲食店にはバーやキャバレーなども含まれるのか。
- Q14 物品販売店のバックヤードは適用面積を考える上で面積に含まれるのか。
- Q15 現金自動支払機(CD)又は現金自動預入機(ATM)等の機械のみを設置する無人のキャッシュコーナーは特定建築物となるか。
- Q16 興業場は劇場に含まれるか、それとも集会場か。
- Q17 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設で、条例で追加されたものにはどんなものがあるか。
- Q18 ガソリンスタンドは特定建築物となるか。
- Q19 官公署は全て特別特定建築物として扱われるか。
- Q20 交番、及び警察官駐在所の用途は何か。
- Q21 「長屋」は共同住宅として、特定建築物に該当するか。
- Q22 従前からある基準面積以上の集会所(特別特定建築物)を模様替えて、官公署(特別特定建築物)に変更する場合は、法・条例の対象となるか。
- Q23 寄宿舎又は下宿について、個室あるいは4人部屋等は多数が利用する箇所に該当するか。
- Q24 寄宿舎又は下宿について、食堂、談話室のように、共同で利用する居室は利用居室に該当するか。
- Q25 工場等、勤務中の従業員のために子供を預かる託児施設(児童福祉法に基づかない施設)の場合、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」と扱われるか。
- Q26 「障害者支援施設(就労継続施設)」として設置される建物で、例えば工場、店舗、飲食店が一体となるようなものについて、建物全体を障害者支援施設として捉える事になるか。
- Q27 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は福祉系用途に該当するか。
- Q28 ペットサロン・ホテルは、サービス店舗に該当するか。
- Q29 幼保連携型認定こども園は、どの用途に該当するのか。
- Q30 展示用住宅(モデルハウス)の用とは何か。

02 建築物移動等円滑化基準について……………401

- Q1 建築物移動等円滑化基準の適用範囲はどうか。
- Q2 2階建て商業施設の上階・下階で店舗が異なる場合は、「移動円滑化経路を構成する出入口」とは建築物の主たる出入口でよい。
- Q3 条例で追加する特定建築物は不特定かつ多数のものが利用し、又は高齢者、障がい者等が利用する建築物ではないことから、利用居室(不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障がい者等が利用する居室)が発生しないのでは。
- Q4 特別特定建築物でどういう場合に基準適合義務が生じるのか。
- Q5 視覚障がい者が円滑に利用するための点状ブロック、線状ブロック等の設備は「不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者等が利用する」ものに限定されているが、これに該当するかどうかは特別特定建築物毎に判断が必要か。
- Q6 2階建ての特別特定建築物で、2階のみに利用居室がある場合は建築物移動等円滑化経路の適用はどうか。
- Q7 エレベーターの規定は1,000㎡以上とされているが、1,000㎡以下でも段差解消を目的に設置する必要があるのではないか。
- Q7-2 仮設建築物の場合も法・条例の規定が適用されるか。
- Q8 増築等の場合で、不特定多数、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所、駐車場が適用範囲となるが、これらは増築部分に設けなければならないか。
- Q9 乳幼児を連れて便所を使用することが極端に少ないと想定される店舗等においても全てベビーチェアの設置が必要か。
- Q10 老人ホームの居室、学校(特別支援学校を除く)の教室は利用居室となるか。
- Q11 条例で特別特定建築物に追加された共同住宅には移動等円滑化経路が発生するか。

- Q12 共同住宅にも車椅子使用者用駐車場が必要か。
- Q13 階段の手すりは手すり壁(腰壁)でもよいか。
- Q14 乳幼児を預かることができる部屋はどの程度の大きさが必要か。
- Q15 ガソリンスタンドは、消防法により段差を設けなければならないが、どう扱うべきか。
- Q16 階段、傾斜路の前後に敷設される点状ブロックの幅は3枚程度でよいか。
- Q17 階段又は傾斜路と、それらに接する廊下等との識別は材質の違いでもかまわないか。
- Q18 建築物移動等円滑化経路上にない段差(階段ではなく、ホール内の段差やステージ等)にも注意喚起用に点状ブロックが必要か。
- Q19 宿泊者のみしか利用しないホテル・旅館についてもベビーベッド、大人用の大型ベッド、授乳・おむつ交換ができる場所を設けなければならないか。
- Q20 公衆便所における視覚障害者移動等円滑化経路はどのように設定すべきか。
- Q21 敷地は一体であるが、用途上可分となる2以上の特別特定建築物の場合、申請上は敷地を分けて申請することとなるが、視覚障害者誘導用の線状ブロックなどが共有となってもよいか。
- Q22 公衆便所や条例で追加された特定建築物にも案内設備が必要か。
- Q23 案内所は、ホテルのフロントや受付カウンターでもよいか。
- Q24 インターホンは、出入口の外側に音声により視覚障がい者を誘導する設備と見なすことができるか。
- Q25 大便器洗浄装置について、操作レバーが長く操作性がよい洗浄装置は、車椅子使用者が容易に使用できる大便器洗浄装置と見なせるか。
- Q26 共同住宅の準移動等円滑化経路となるエレベーターのかごの幅の基準はあるか。
- Q27 25 室以上の客室を有するホテル、旅館では、車椅子使用者用客室を客室数に応じた数以上設け、出入口の幅を 80 cm 以上とする必要があるが、その他の客室も 80 cm 以上とする必要があるか。
- Q28 ホテル、旅館の車椅子使用者用客室に車椅子使用者用便房を設ける場合には、オストメイトの設置が必要となるのか。
- Q29 誘導用の線状ブロック等、注意喚起用の点状ブロック等はいずれも周囲の床材との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別するものとあるが、差が大きければどんな色でもよいのか。
- Q30 エレベーターの設置義務面積がない 1,000 m²未満の特別特定建築物で、「移動等円滑化経路を構成するためにエレベーターを設置する」場合でも、施行令第2項第5号・条例第 19 条第2項第4号で定めるエレベーターの基準は適用されないが、大きさなどの規制はあるか。
- Q31 共同住宅の1階のオートロックのエリア内に共用トイレがある場合、これは整備しなければならないか。
- Q32 共同住宅、寄宿舎又は下宿について、基準適用面積一覧を見ると、建築物の主たる出入口の構造は全て適用となっている。全ての共同住宅等に適用されるのか。
- Q33 例えば 1,000 m²以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿で、利用居室に該当する居室が無い建築物に共同トイレを設けた場合、車椅子使用者用便房を設け、道等から車椅子使用者便房までの経路の整備が必要か。
- Q34 共同住宅は特定の者しか利用しないが、施行令第 20 条に定められる標識は必要か。
- Q35 ガソリンスタンドは施行令第5条第6号の物品販売店に該当するが、この場合に道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する案内設備又は案内所(フロント等も可)までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とし、点状ブロック及び線状ブロックを組み合わせで敷設するか、音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備が必要となるか。
- Q36 移動等円滑化経路にある道とは、建築基準法上の道路と考えるのか。
- Q37 郊外の特別特定建築物で付近にバスの停留所がない場合については、車寄せ等、建物出入口付近で車の乗降が行われる場所から出入口までの敷地内通路のみに、視覚障害者を誘導するための設備を設置すればよいか。
- Q37-2 急傾斜地の場合、敷地内の視覚障がい者を誘導するための設備の設置は車寄せ等からでよいか。
- Q38 自動車販売店と修理工場からなる建物は、視覚障がい者の誘導のための設備が必要となるか。
- Q39 移動等円滑化経路である玄関ホールの上がり框に段差を設ける事ができるか。
- Q40 増築等の場合、条例第 17 条第1項に定める便所については、既存部(同一敷地内)も含めて整備する必要があるか。
- Q41 トイレ内に大人用ベッドを設置した場合、これを乳幼児のおむつ替え用のベビーベッドと兼ねることができるか。
- Q42 スロープは段差の大小に関わりなく、全てスロープの基準に沿って整備しなければならないか。
- Q43 玄関の出入り口は段差解消が求められるが、建具の下枠の形状によりやむを得ず段差が生じてしまうが、認められないか。
- Q44 階段のつまずきにくい構造について、段鼻が飛び出していないものとあるが、マニュアルにある階段の蹴上げ、踏面の形状(つまずきにくい構造の例)の適正な事例では斜めの蹴込み板で奥行き 2cm 以内とある。木造階段の場合は納まり上、突き出しができる例が多いが、マニュアルの適正な事例どおりでなければならないか。
- Q45 従業員が常時勤務する事務所等が建築物出入口に近接しており、出入口を視認できる場合、当該事務所を「案内所」として扱ってよい。(事務所、受付のためのカウンターは設置していない)
- Q46 既存の高等学校敷地内に、床面積 100 m²以上の駐輪場の用途に供する建築物を別棟増築する場合、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、整備が必要か。
- Q47 便所について、条例第 17 条第2項第2号と第3号の基準の違いは何か。
- Q48 条例第 18 条のホテル・旅館の車椅子使用者用客室は、聴覚障がい者用客室を兼ねても良いか。
- Q49 玄関外側に設置する常時「ピンポン」と鳴り続ける装置は、条例で求める音声誘導装置に該当するか。
- Q50 条例第 21 条の3で、道路内に点字ブロックの敷設義務が生じるが、道路法第 24 条の承認申請が必要か。
- Q51 条例第 25 条に多数の者が利用する施設として劇場等という用語が定義されているが、特定建築物に観客席を設ける場合は車椅子使用者用客席を設ける必要があるか。
- Q52 条例第 26 条の受付カウンターとは、事務的な受付業務を行うものに限られるか。

- Q53 条例第 17 条第 1 項第 3 号では車椅子使用者用便房以外に腰掛け便座の大便器を設けた便房を 1 以上設けることとあるが、例えばホテル、旅館で 10 室以上ある場合、200 m²程度の比較的小規模な建物であっても共用部分に車椅子使用者用便房とは別に腰掛け便座の大便器を設けた便房を 1 以上設ける必要があるか。
- Q54 利用居室となる和室は小規模なものであっても入り口に段差を設けることは認められないのか。
- Q55 飲食店でテーブル席と同じフロアにある和室等の個室は小規模なものであっても入り口に段差を設けることは認められないのか。
- Q56 床面積 200 m²未満の用途変更では、建築確認の申請対象とならないが、福祉のまちづくり条例に適合しなければならないか。
- Q57 条例第 14 条第 1 項ただし書き各号の建築物の規模は、用途変更部分の床面積で判断するのか、建築物の床面積で判断するのか。
- Q58 温水シャワー付きオストメイト用設備について、温水シャワーは泡沫型でもよいのか。
- Q59 弱視者対応として廊下、階段、トイレ等で「必要な照度を確保」とありますが、具体的にはどの程度必要か。
- Q60 情報通信技術を活用した環境整備の推進とはどんなことか。
- Q61 移動等円滑化経路における主要な出入口は、自動扉又は引き戸としなければならないとあるが、準移動等円滑化経路には適用されないか。
- Q62 主要な出入口を開き戸とする場合、親子戸としてもよいのか。
- Q63 出入口の有効幅は、90 度を超えて開いた状態で計測してもよいのか。
- Q64 「浴室等」には何が含まれるのか。
- Q65 複合施設において各用途の床面積を算定する場合、共用するスペースの床面積はどのように算出するのか。
- Q66 インターホンで呼び出して、従業員が直接案内する場合は、点字ブロックの敷設範囲を道からインターホンまでとしてよいのか。
- Q67 トイレブースの扉が不使用時に常開となる仕様の場合でも、トイレブースの壁部分と扉部分は相互に明度差等を設けなければならないか。
- Q68 出入口に建具を設けない場合、条例第 16 条第 5 項の規定は、出入口部分に対しては適用されないと考えてよいのか。
- Q68-2 条例第 16 条第 5 項の規定は、廊下等に面する全ての出入口戸に適用されるのか。
- Q69 床と巾木の色は明度差等が必要か。
- Q69-2 「床面、壁面及び出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、それらの存在を容易に識別できるものとする」とあるが、腰壁(ライニング)も同様に適用の対象として扱うのか。
- Q70 車椅子使用者用便房の大きさについて、「既存改修の場合や、用途面積が概ね 300 m²以下の建築物の場合についてはやむを得ない場合に限り、車椅子使用者の利用に支障のない広さとする」とあるが、「やむを得ない場合」とは、どのような場合か。
- Q71 移動等円滑化経路上の便所内の通路には、令 19 条第 2 項第 3 号の「廊下等」の基準が適用されるか。
- Q72 バリアフリー法に基づき設置した車椅子使用者用駐車施設をハートフル駐車場として兼用することは可能か。

03 計画の認定について……………412

- Q1 建築物移動等円滑化誘導基準に基づいて計画の認定を申請しようとする場合、条例で付加された基準についても適合させる必要があるか。
- Q2 認定を受ける建築物の資金計画はどのような基準で審査するのか。
- Q3 法第 17 条第 6 項において、建築主事は法第 14 条第 1 項の審査を要しないとあるが、どういう意味か。
- Q4 計画認定に併せて、建築確認申請書を所管行政庁に提出し、審査を受けることができるが、この場合の申請手数料はどうか。
- Q5 計画認定に併せて、建築確認申請書を所管行政庁に提出し、審査を受ける場合においては、国等が行う計画通知と同様の扱いとなるとのことだが、建築基準法第 18 条第 4 項に基づく構造計算適合性判定の対象になるのか。
- Q6 計画認定にあわせて建築確認申請を提出する場合、その提出先は指定確認検査機関でもよいのか。
- Q7 計画認定を受けた後、計画認定の変更を要しない範囲で、建築基準法による建築確認の計画変更が必要となった場合には、どのような手続を取るのか。

Q&A

01 特定建築物、特別特定建築物について

Q1 特別特定建築物の規模を判断する場合に棟単位で判断するのか、敷地単位で判断するのか。

A1 建築の規模の算定方法については、同一敷地内に用途上不可分の関係にある2以上の特別特定建築物を建築する場合は、敷地毎の床面積で考える。
例えば、特別特定建築物である物品販売店に設ける付属駐車場を別棟で建築する場合には、駐車場が建築物特定施設となり、駐車場部分も特別特定建築物の用途となることから、面積算定は敷地内の全体で捉える事になる。

Q2 条例施行に伴う経過措置はどうか。

A2 この条例の施行の際に、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、条例第3章「特別特定建築物に係る規制等」の規定は適用されない。よって、当該建築物については、従前の規制が適用される。

Q3 特定建築物、特別特定建築物の用途の捉え方はどう考えるのか。

A3 用途の判断にあたっては建築基準法による判断を基本とする。

Q4 体育館、水泳場で「一般公共の用に供される」とはどういう意味か。

A4 不特定かつ多数の者が利用するものをいう。例えば、通常の会員制スイミングスクールなど特定の者だけが利用する場合は該当しない。

Q5 「主として高齢者、障がい者等が利用する」とはどういう意味か。

A5 「主として高齢者、障がい者等が利用する」とは「専ら高齢者、障がい者等が利用する」と捉えて判断する。バリアフリー法において「高齢者、障害者等」とは、妊産婦、けが人など一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける知的障がい者や精神障がい者も対象とされている。

Q6 公民館、自治集会所、隣保館の適用面積は。

A6 中央公民館（市町村の中心的なもの）や小学校区単位にあるような公民館は、集会場として、全てを対象とする。隣保館は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉施設なので、0㎡以上が基準適合義務の対象となる。自治集会所は町内会など利用者が特に限定される施設と考えられるので特定建築物の集会場には見なさない。

Q7 携帯電話の販売店は、「ガス、電気、電気通信のように供する事務所」か。それとも物品販売業を営む店舗か。

A7 販売店の主体が、条例第13条第2号に規定する事業者の事務所であれば、「ガス、電気、電気通信の用に供する事務所」として扱うが、それ以外で単に電話の端末を販売するのみの場合は、「百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗」として扱われたい。

Q8 セレモニーホール、斎場は集会場か。

A8 原則として集会場として扱う。

Q9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものにおける「その他これらに類するもの」とは何か。

A9 老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づく特定多数の者が利用する施設をいう。

Q10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するものにおける「その他これらに類するもの」とは何か。

A10 老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて不特定多数の者が利用する施設で、通所施設及び通園施設をいう。

Q11 シェアハウスやグループホームはどの用途に該当するのか。

A11 基本的に建築基準法の扱いによる。原則としてシェアハウスは「寄宿舍」、グループホームはその平面計画により、「寄宿舍」又は「共同住宅」として取り扱う。また、障がい者グループホーム、認知症対応型共同介護を行う施設については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」と扱う。

ただし、平成25年2月5日付け「既存住宅を活用した「グループホーム等」の建築基準法上の取扱い」や、平成28年4月1日付け「既存住宅を活用したシェアハウスの建築基準法上の取扱い」の適用を受ける場合はこれによらないことができる。

Q12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は施行令第4条第15号の特定建築物となるのか。

A12 性風俗関連特殊営業に係る施設は特定建築物には含まれない。

Q13 飲食店にはバーやキャバレーなども含まれるのか。

A13 建築基準法施行令第115条の3第3号に規定する飲食店のことをいい、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バーは含まない。また、遊興が主でなく飲食が主であるものをいう。

Q14 物品販売店のバックヤードは適用面積を考える上で面積に含まれるのか。

A14 当該用途に供するバックヤード、従業員用の休憩室などは対象面積に含まれる。

Q15 現金自動支払機(CD)又は現金自動預入機(ATM)等の機械のみを設置する無人のキャッシュコーナーは特定建築物となるか。

A15 キャッシュサービスコーナーは、銀行の支店の出張所として認可されており、一般の支店と同様に扱われているので特定建築物、特別特定建築物に該当する。

Q16 興業場は劇場に含まれるか、それとも集会場か。

A16 興業場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演劇又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。したがって、興業場は劇場として扱われる。

Q17 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設で、条例で追加されたものにはどんなものがあるか。

A17 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブなどをいう。ただし、条例では会社等の福利厚生施設として、その会社等の職員に限って利用されるものは除かれる。

Q18 ガソリンスタンドは特定建築物となるか。

A18 ガソリンスタンドは建築基準法の扱いと同様に、物品販売店と扱われ、特定建築物、特別特定建築物となる。

Q19 官公署は全て特別特定建築物として扱われるか。

A19 官公署は不特定かつ多数が利用する者が対象であり、所属する職員しか利用せず、通常は外来者が想定されないような官公署については特別特定建築物とはならない。

Q20 交番、及び警察官駐在所の用途は何か。

A20 交番は、不特定かつ多数の者を対象にしてサービスを行う公設の施設であるので、法施行令第5条第8号の官公署として扱う。また警察官駐在所は、設置される地区に住む特定の住人を対象にした施設であることから法施行令第4条第8号の事務所（兼用住宅）として扱う。

Q21 「長屋」は共同住宅として、特定建築物に該当するか。

A21 該当しない。

Q22 従前からある基準面積以上の集会所（特別特定建築物）を模様替えして、官公署（特別特定建築物）に変更する場合は、法・条例の対象となるか。

A22 対象となる。（法附則第4条第3項及び令附則第4条から、類似の用途間での用途変更は対象外となる規定があるが、類似間ではない用途変更の場合は対象となる。）

Q23 寄宿舎又は下宿について、個室あるいは4人部屋等は多数が利用する箇所に該当するか。

A23 共同住宅の住戸と同様に、該当しない。

Q24 寄宿舎又は下宿について、食堂、談話室のように、共同で利用する居室は利用居室に該当するか。

A24 該当する。

Q25 工場等、勤務中の従業員のために子供を預かる託児施設（児童福祉法に基づかない施設）の場合、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」と扱われるか。

A25 従業員のために法に基づかず設置される託児施設については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」には該当しないが、保育所と同様に整備されることが望ましい。

Q26 「障害者支援施設（就労継続施設）」として設置される建物で、例えば工場、店舗、飲食店が一体となるようなものについて、建物全体を障害者支援施設として捉える事になるか。

A26 原則として、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として設置される建物については、バリアフリー法施行令第4条第10号「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」のその他これらに類するものに該当するが、店舗、喫茶店として広く不特定多数の者を利用の対象とした施設の場合には、単に第4条第10号に当てはめるのは適当ではなく、バリアフリーに係る審査については利用実態に応じた用途適用が妥当と考えられることから以下のように取り扱う。

①工 場・・・施行令第4条第10号

②店 舗・・・施行令第4条第6号

③飲食店・・・施行令第4条第15号

工場については障がい者の就労支援施設としての位置づけのものであるため、「障害者支援施設」として扱うが、店舗に附属し、当該店舗のための商品を製造する場合には、店舗のバックヤードとして捉え、第6号で扱う。なお、申請時の用途の記載にあたっては、例えば「障害者支援施設（店舗、喫茶店）」のように具体的に用途が判るように記載すること。

Q27 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は福祉系用途に該当するか。

A27 児童福祉施設等に該当する。なお、政令第5条第9号、第10号又は条例第13条第4号に定める用途の判断は、建築主事の判断となる。

Q28 ペットサロン・ホテルは、サービス店舗に該当するか。

A28 ペットサロン（美容院）、ペットホテルは、サービスの提供を主目的とし、来客用の利用居室を有する営業施設であることから、「サービス店舗」に該当すると判断される。ただし、従業員のみが利用するペットの飼育・収容室、トリミング室等は利用居室に該当しない。なお、ペット用品販売

部分等他用途がある場合は複合用途として取扱う。

Q29 幼保連携型認定こども園は、どの用途に該当するのか。

A29 児童福祉施設（保育所）として扱う。

Q30 展示用住宅(モデルハウス)の用途は何か。

A30 展示用住宅（一戸建てであって、建築物自体が商品見本である住宅をいい、共同住宅のモデルルームを除く。また、展示期間中は火気の使用がないものに限る。）は、住宅として扱う。

02 建築物移動等円滑化基準について

Q1 建築物移動等円滑化基準の適用範囲はどうなるか。

A1 建築物移動等円滑化基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障がい者等が利用する」部分に適用される。基準適合義務のある特別特定建築物に該当する場合には建築確認申請にあたって、図面上に当該部分を表示する必要がある。例えば、スーパーマーケットにおける倉庫までの経路、荷物専用エレベーター、従業員用の階段、従業員専用の便所など従業員が使用する部分に、建築物移動等円滑化基準への適合義務はない。

Q2 2階建て商業施設の上階・下階で店舗が異なる場合は、「移動円滑化経路を構成する出入口」とは建築物の主たる出入口でよいのか。

A2 商業施設では、1つの出入口を通じて、各店舗（特別特定建築物の用途）を利用する場合、移動円滑化経路を構成する出入口は商業施設の主たる出入口となる。商業施設の店舗それぞれに設けられた出入口しか、店舗に出入りできない場合は、店舗の各出入口が移動等円滑化経路を構成する出入口となる。

Q3 条例で追加する特定建築物は不特定かつ多数のものが利用し、又は高齢者、障がい者等が利用する建築物ではないことから、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障がい者等が利用する居室）が発生しないのでは。

A3 条例で追加した用途については「不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えることから、多数の者が利用する居室が利用居室となる。例えば、公益事業の事務所や自動車教習所などで従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用する施設にも適用される。

Q4 特別特定建築物でどういう場合に基準適合義務が生じるのか。

A4 条例第14条で引き下げた規模に該当する新築、改築、増築又は用途変更を行う場合に義務が生じる。なお、改築、増築又は用途変更の場合は当該増築等にかかる部分の面積で判断する。また、建築基準法第2条第13号に定義する「建築」は「移転」を含むが、バリアフリー法の場合は含まない。

Q5 視覚障がい者が円滑に利用するための点状ブロック、線状ブロック等の設備は「不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者等が利用する」ものに限定されているが、これに該当するかどうかは特別特定建築物毎に判断が必要か。

A5 例えば、特別特定建築物でも通常の老人ホーム等については適用されない。建築物の利用状況を勘案し、実態に応じて判断する必要がある。なお、法第14条第3項の条例で定める特定建築物については、「不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者等が利用する」に関して読み替え規定がないため、これらの規定の適用はない。

Q6 2階建ての特別特定建築物で、2階のみに利用居室がある場合は建築物移動等円滑化経路の適用はどうか。

A6 2階のみに利用居室がある場合であっても、①道等から利用居室までの経路、②利用居室から車椅子使用者用便所までの経路、③車椅子使用者用駐車場から利用居室までの経路についてエレベーター等の段差解消の措置が必要となる。(経路①については施行令第19条第1項第1号かっこ書きの除外規定を条例で除外し段差解消が必要となる。ただし、500㎡未満の特別特定建築物について、1階で2階又は地下1階と同じサービスを受けられ、地上階に車椅子使用者用便所及び車椅子使用者用駐車場がある場合については経路①の垂直移動は適用されない。
ないため、これらの規定の適用はない。

Q7 エレベーターの規定は1,000㎡以上とされているが、1,000㎡以下でも段差解消を目的に設置する必要があるのではないか。

A7 建築物移動等円滑化経路に該当する場合には1,000㎡以下でも施行令第19条第2項第1号の対応が必要となり、段差解消のためにエレベーター等の設置が必要となる。ただし、同条第2項第5号及び条例第19条第2項第4号の規定の適用は1,000㎡以上となる。例えば、次のような場合が考えられる。

- ①1階が地上階となり、3階に利用居室がある場合には第18条第1項第1号により、道等から当該利用居室までの経路が建築物移動等円滑化経路となり、エレベーター等の設置が必要となる。
- ②利用居室が1階にしかないが、車椅子使用者用便所が2階以上にしかない場合、利用居室から車椅子使用者用便所までの経路が建築物移動等円滑化経路となり、エレベーター等の設置が必要となる。
- ③利用居室が2階にあり、車椅子使用者用駐車場を設けた場合に、当該車椅子使用者用駐車場から利用居室までの経路が建築物移動等円滑化経路となり、エレベーター等の設置が必要となる。

Q7-2 仮設建築物の場合も法・条例の規定が適用されるか。

A7-2 条例別表第1備考に定める仮設建築物には、建築物移動等円滑化基準を適用しない。この場合、建築基準法に基づく仮設建築物の許可又は仮設として設置期間を記載した誓約書等により、工事期間に設置する仮設建築物であることを確認することとして、差し支えない。ただし、法や条例を適用しない仮設建築物であっても段差解消やトイレ整備等、可能な範囲でバリアフリー整備を行うことが望ましい。

Q8 増築等の場合で、不特定多数、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所、駐車場が適用範囲となるが、これらは増築部分に設けなければならないか。

A8 増築等の場合、必ずしも増築部分に設けなければならないわけではなく、既存部分に設置できればよい。いずれにしても、当該建築物の何処かに設置する必要があり、利用居室と車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設を結ぶ経路を整備しなければならない。なお、条例で追加した用途については「不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用される。

Q9 乳幼児を連れて便所を使用することが極端に少ないと想定される店舗等においても全てベビーチェアの設置が必要か。

A9 原則、設置が必要である。ただし、理髪店、美容院、診療所、保育所などで、従業員が預かることができる体制が整えられている場合は、「その他の乳幼児を安全に待機させることができる設備」とみなすことができるものとする。この場合、当該事項を図面等に記載するものとする。また、法令により未成年者の立入を禁止している建物又は施設独自の規定等により未成年者の立入を禁止している建物（公衆にわかりやすい場所にその旨を表示していること）については、設置の必要はない。ベビーベッドその他の乳幼児設備についても同様とする。

Q10 老人ホームの居室、学校(特別支援学校を除く)の教室は利用居室となるか。

A10 老人ホームの居室は特定のものが利用する部屋ではあるが、高齢者が利用する居室であることから「利用居室」となる。また、条例で追加された学校の教室は多数の者が利用する居室であることから「利用居室」となる。よって、いずれも道等から当該居室までの経路を整備する必要がある。

Q11 条例で特別特定建築物に追加された共同住宅には移動等円滑化経路が発生するか。

A11 共同住宅の住戸は利用居室にあたらないため、移動等円滑化経路は発生しないが、一般基準への適合は必要である。なお、多数の者が利用できる集会場やトイレなどの利用居室を共同住宅に設けた場合は、道等から当該利用居室までの経路が移動等円滑化経路となる。また、条例では道等から住戸までの経路を準移動等円滑化経路と規定しており、移動等円滑化経路に準じた規定による整備が必要となる。

Q12 共同住宅にも車椅子使用者用駐車場が必要か。

A12 共同住宅に付属する駐車場については、多数の者が利用する駐車場に該当するので、設置する場合には車椅子使用者用駐車場を1以上設置する必要がある。

Q13 階段の手すりは手すり壁(腰壁)でもよいか。

A13 手すりについては、安全確保や誘導のために必要なものであり、握りやすいものである必要がある。したがって、手すり壁のみの場合は適合しているとは言えない。

Q14 乳幼児を預かることができる部屋はどの程度の大きさが必要か。

A14 概ね 10 m²程度以上とし、主催者の求めに応じて乳幼児を預かることができるような空間のみの室を設ければよい。

Q15 ガソリンスタンドは、消防法により段差を設けなければならないが、どう扱うべきか。

A15 ガソリンスタンドは、可燃性の蒸気が流入して火気に触れる恐れがあることから建物の入り口には 15 cm以上の段差を設けることになっているが、消防庁危険物規制課長通達により、一定の条件を満たせばスロープを設けることになっている。スロープの設置位置など具体的な内容については、各消防機関と個別に協議されたい。

Q16 階段、傾斜路の前後に敷設される点状ブロックの幅は3枚程度でよいか。

A16 階段、傾斜路の前後に敷設する点状ブロックは、落下或いはつまずきを防止するための注意喚起を意味していることから、階段、傾斜路の幅にあわせて敷設する必要がある。なお、線状ブロック(誘導ブロック)の経路上で、屈折箇所、車道と交差する箇所などに設ける点状ブロックについては、状況の変化を知らせる事が目的であるため、3枚程度敷設すればよい。

Q17 階段又は傾斜路と、それらに接する廊下等との識別は材質の違いでもかまわないか。

A17 材質の違いではなく、色の明度、色相又は彩度の差により識別できるものとしなければならない。

Q18 建築物移動等円滑化経路上にない段差(階段ではなく、ホール内の段差やステージ等)にも注意喚起用に点状ブロックが必要か。

A18 ホール等に設けられる段については、基準はないが注意喚起のため敷設することが望ましい。なお、劇場内のステージや通路の段差については、利用居室内のものであることから点状ブロックの基準の適用はない。

Q19 宿泊者のみしか利用しないホテル・旅館についてもベビーベッド、大人用の大型ベッド、授乳・おむつ交換ができる場所を設けなければならないか。

A19 宿泊者の利用しか想定していないホテル・旅館については設置の必要はないが、宿泊者以外も利用できる会議室、宴会場、レストランなどを設ける場合には設置の必要がある。

Q20 公衆便所における視覚障害者移動等円滑化経路はどのように設定すべきか。

A20 公衆便所の場合、点字等による案内板を設置し、道等（（道（Q2 - Q36 を参照）、公園、広場その他の空地をいう。））からその案内板までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする必要がある。公園内にある公衆便所は園路から建物までとし、周辺に歩行者が想定されない道路沿いのパーキングエリアなどにある公衆便所については駐車スペースから、或いは乗降が想定される箇所から建物までを整備するなど、視覚障がい者の安全、利便を考えて状況に応じて敷設する。

Q21 敷地は一体であるが、用途上可分となる2以上の特別特定建築物の場合、申請上は敷地を分けて申請することとなるが、視覚障害者誘導用の線状ブロックなどが共有となってもよいか。

A21 原則、敷地毎に基準に適合させる必要がある。ただし、線状ブロック等で、別敷地の特別特定建築物と共用とした方が視覚障がい者の円滑な移動が図られる場合には共用もやむを得ない。その場合は、別敷地の状況も判るよう、図面に明示する必要がある。

Q22 公衆便所や条例で追加された特定建築物にも案内設備が必要か。

A22 いずれの場合も必要となります。ただし、案内所を設けた場合には適用除外とすることができます。

Q23 案内所は、ホテルのフロントや受付カウンターでもよいか。

A23 案内所と見なせます。

Q24 インターホンは、出入口の外側に音声により視覚障がい者を誘導する設備と見なすことができるか。

A24 視覚障がい者が設備の存在を認識し、利用できるものでない限り、視覚障がい者を誘導する設備と見なすことはできない。

Q25 大便器洗浄装置について、操作レバーが長く操作性がよい洗浄装置は、車椅子使用者が容易に使用できる大便器洗浄装置と見なせるか。

A25 見なせるが、取付け位置に配慮して容易に操作できる位置とすること。

Q26 共同住宅の準移動等円滑化経路となるエレベーターのかごの幅の基準はあるか。

A26 奥行きは 135 cm 以上とする必要があるが、幅の規定はない。

Q27 25 室以上の客室を有するホテル、旅館では、車椅子利用者用客室を客室数に応じた数以上設け、出入口の幅を 80 cm 以上とする必要があるが、その他の客室も 80 cm 以上とする必要があるか。

A27 車椅子利用者用客室は利用居室となるため、出入口の幅を 80 cm 以上とし、そこに至るまでの経路を整備する必要があるが、その他の客室は不特定多数、または主として高齢者、障がい者等が利用する居室とはならないため利用居室とはならない。よって、必ずしも 80 cm 以上とする必要はない。

Q28 ホテル、旅館の車椅子使用者用客室に車椅子使用者用便房を設ける場合には、オストメイトの設置が必要となるのか。

A28 車椅子使用者用便房の規定は、定義元である施行令第 14 条第 2 項に規定されるものを設置することになるが、同項第 3 項の規定についての準用はないため、オストメイトの設置は義務とはならない。

Q29 誘導用の線状ブロック等、注意喚起用の点状ブロック等はいずれも周囲の床材との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別するものとあるが、差が大きければどんな色でもよいのか。

A29 周囲の床材と識別が困難となる場合を除き、原則として黄色のものを使用する。また、利用者が混乱しないよう、同じ建物ではなるべく色を統一すること。

Q30 エレベーターの設置義務面積がない 1,000 m²未満の特別特定建築物で、「移動等円滑化経路を構成するためにエレベーターを設置する」場合でも、施行令第 2 項第 5 号・条例第 19 条第 2 項第 4 号で定めるエレベーターの基準は適用されないが、大きさなどの規制はあるか。

A30 施行令第 19 条第 2 項第 5 号・条例第 19 条第 2 項第 4 号で定める基準は適用されないが、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるものとして整備されたい。

Q31 共同住宅の 1 階のオートロックのエリア内に共用トイレがある場合、これは整備しなければならないか。

A31 共同住宅は条例で追加しているものなので、「多数の者が利用する」読み替え規定が適用される。そのためこのトイレは車椅子用にしなければならない。

Q32 共同住宅、寄宿舍又は下宿について、基準適用面積一覧を見ると、建築物の主たる出入口の構造は全て適用となっている。全ての共同住宅等に適用されるのか。

A32 出入口の「全て」は利用居室があり移動等円滑化経路が発生した場合の規定である。共同住宅等の住戸は利用居室にはあたらないので、通常は移動等円滑化経路が発生しないが、集会所を設けるなど多数が利用する室があればそこが利用居室となるので移動等円滑化経路が発生し、出入口の規定に適合する必要がある。その他の規定については 1,000 m²以上である。（なお、共同住宅の場合は準移動等円滑化経路の基準もあるので注意されたい。）

Q33 例えば 1,000 m²以上の共同住宅、寄宿舍又は下宿で、利用居室に該当する居室が無い建築物に共用トイレを設けた場合、車椅子使用者用便房を設け、道等から車椅子使用者便房までの経路の整備が必要か。

A33 多数が利用するトイレを設置する場合、車椅子使用者用便房が必要となり、施行令第 19 条第 1 項第 2 号に該当するため、必要となる。

Q34 共同住宅は特定の者しか利用しないが、施行令第 20 条に定められる標識は必要か。

A34 標識については用途に関係なく設置が必要。

Q35 ガソリンスタンドは施行令第5条第6号の物品販売店に該当するが、この場合に道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する案内設備又は案内所(フロント等も可)までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とし、点状ブロック及び線状ブロックを組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備が必要となるか。

A35 ガソリンスタンドは「不特定かつ多数の者が利用する施設」に該当するが、施行令第22条第1項ただし書に基づき、視覚障がい者の利用上支障がないものとして平成18年国土交通省告示第1497号第4に規定する「主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの」と同等に扱い、原則として視覚障がい者の誘導する設備は必要ないものとする。ただし、ガソリンスタンドに併設してコンビニ等、他の特別特定建築物に該当する部分がある場合には、自動車等と接触することのないよう配慮の上、道等から当該部分までの経路に視覚障がい者を誘導する設備を設置する必要がある。

Q36 移動等円滑化経路にある道とは、建築基準法上の道路と考えるのか。

A36 バリアフリー法の用語については、特段の規定がない限り、建築基準法の用語の例によるものとしている。このことから、建築基準法にあるとおり都市計画区域内については同法第42条に規定する道路をいい、都市計画区域外については特段の制限はないが、一般の通行の用に供している道で敷地への進入に通常利用されているものからの経路を設定すべきと考える。(※道の解釈は建築基準法施行令第20条第2項第1号参照)

Q37 郊外の特別特定建築物で付近にバスの停留所がない場合については、車寄せ等、建物出入口付近で車の乗降が行われる場所から出入口までの敷地内通路のみに、視覚障害者を誘導するための設備を設置すればよいのか。

A37 郊外にあって、付近にバスの停留所がなく、視覚障害者が歩いていくことが考えられない場合は、道等から車寄せ等までの間は自動車の駐車のために供する部分とみなし、視覚障害者を誘導するための設備の設置は車寄せ等からとすることができる。

Q37-2 急傾斜地の場合、敷地内の視覚障がい者を誘導するための設備の設置は車寄せ等からでよいのか。

A37-2 施行令第19条に規定する移動等円滑化経路については、急傾斜地など地形の特殊性がある場合には、同条第3項により、建築物の車寄せからとすることができる。しかし、施行令第22条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路については、地形の特殊性による読み替え規定がないため、急傾斜地などであっても道等から誘導する必要が生じる。これは、視覚障がい者は車椅子使用者とは違い、急傾斜であることが通行の支障となり得ないことによるものと考えられる。

Q38 自動車販売店と修理工場からなる建物は、視覚障がい者の誘導のための設備が必要となるか。

A38 自動車販売店は物品販売店と扱われ、特定建築物、特別特定建築物となる。また修理工場は工場として扱われ、特定建築物となる。自動車販売店は主に自動車を運転する者が利用する店舗であるが、視覚障がい者であっても、家族の代理等で単独で相談、商談等に訪れることもあることから、視覚障がい者の誘導のための設備が必要となる。

Q39 移動等円滑化経路である玄関ホールの上がり框に段差を設ける事ができるか。

A39 移動等円滑化経路に該当する部分については施行令第19条第2項第1号により、階段又は段を設けることは出来ないが、玄関ホールにおいて水はけなどに配慮して上がり框を設け、幾らかの段差を付ける場合がある。この場合においては、円滑な移動のためにスロープを設けることとなるが、高低差が2cm以下で丸みを持ち、又はすりつけを行った場合にはスロープの設置は要しないものとする。なお、当該経路が視覚障害者移動等円滑化経路(施行令第22条)にも該当する場合には、スロープ、階段の場合と同様に視覚障がい者のつまづき等を防止するため、前後に点状ブロック等を設置する必要がある。ただし、すりつけ勾配が1/20以下である場合にはこの限りでない。

Q40 増築等の場合、条例第 17 条第1項に定める便所については、既存部(同一敷地内)も含めて整備する必要があるか。

A40 条例第 17 条第 1 項の規定は、増築部分及びその同一の棟にある、多数の者が利用する便所について適用される。同一敷地内の別棟の便所には適用しないが、増築部分等に便所を設けない場合は、同一敷地内の別棟にある多数の者が利用する 1 以上の便所について適用される。

Q41 トイレ内に大人用ベッドを設置した場合、これを乳幼児のおむつ替え用のベビーベッドと兼ねることができるか。

A41 大人用ベッドとおむつ替え用のベビーベッドは、通常のベビーベッドに備わっている乳幼児の落下対策(ベルト、周囲の立ち上がり等)と同等の機能があれば兼用することができる。この場合、利用者が迷うことがないように兼用して使用できる旨を表示しておくと共に、大人用ベッドとしての機能が損なわれないようにすること。なお、ベビーチェアについては、保護者等がトイレを使用中に、乳幼児を安全に待機させておくための設備であるので、原則としてベッドとの兼用はできない。

Q42 スロープは段差の大小に関わりなく、全てスロープの基準に沿って整備しなければならないか。

A42 基準の対象となるスロープは段差を解消する事を目的に部分的に設置するものである。単に敷地の排水を目的とした水勾配程度のものは含まない。勾配の下限値は特に定めはないが、原則、勾配が 1 / 25 以下であればスロープと扱わない。

Q43 玄関の出入り口は段差解消が求められるが、建具の下枠の形状によりやむを得ず段差が生じてしまうが、認められないか。

A43 玄関の出入り口については、段差のない事が原則であるが、建具の枠の納まりや形状によりやむを得ず段差が生じる場合には、その段差は 2cm 以内とし、車椅子等の通過に支障のない構造とすること。(参考：住宅金融支援機構フラット 35 バリアフリー基準)

Q44 階段のつまずきにくい構造について、段鼻が飛び出していないものとあるが、マニュアルにある階段の蹴上げ、踏面の形状(つまずきにくい構造の例)の適正な事例では斜めの蹴込み板で奥行き 2cm 以内とある。木造階段の場合は納まり上、突き出しができる例が多いが、マニュアルの適正な事例どおりでなければならないか。

A44 施行令第 12 条第 4 号の規定により、「段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。」とあり、突き出しを設けないことを求めているものであるが、木製階段の場合はその納まりや部材の加工の都合上、段鼻が突き出す場合がある。この場合においては、突き出すことはやむを得ないものであるが、必要最小限のものとし、蹴込み寸法は 2cm を限度とすること。なお、足が引っかかりにくいように、段鼻の下端の角部分を丸くする、或いは段鼻の下部にテーパーを設けるなど、配慮することが望ましい。

Q45 従業員が常時勤務する事務所等が建築物出入口に近接しており、出入口を視認できる場合、当該事務所を「案内所」として扱ってよい。(事務所に、受付のためのカウンターは設置していない)

A45 施行令第 22 条第 1 項により、道等から「案内所」までの間を視覚障害者移動等円滑化経路とし、視覚障がい者を誘導する必要があるが、「案内所」は必ずしもカウンターを設けることを要するものではなく、事務所に「受付」を設ける場合にはそこを「案内所」とし、視覚障がい者がそこにたどりつけるように線状ブロック等で誘導することができればよい。また、出入口が容易に見渡せる範囲に受付を行う者が常時いれば、線状ブロック等による誘導は建物入口までとすることができる。

Q46 既存の高等学校敷地内に、床面積 100 ㎡以上の駐輪場の用途に供する建築物を別棟増築する場合、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、整備が必要か。

A46 既存の特別特定建築物の敷地内に別棟増築する建築物は、その用途に関わらず特別特定建築物の一部として扱う。よって、増築等に関する適用範囲の規定に基づき、建築物又は敷地を整備する必要がある。

Q47 便所について、条例第 17 条第2項第3号と第4号の基準の違いは何か。

A47 第3号は、「ベビーベッドを設ける場所は、性別分け隔て無く入れるなら男女共通便所（バリアフリートイレであることが多い）でよいが、共通の便所がなく性別分けのある便所しかない場合は男女両方に設ける」というものである。また第4号は、「ベビーベッドを設ける場所は、ある程度大きい建物であれば男女共通便所（一般的には多目的便所）以外に設ける。ただし男女共通便所しかないのであれば、そこでよい」というものである。

Q48 条例第 18 条のホテル・旅館の車椅子使用者用客室は、聴覚障がい者用客室を兼ねても良いか。

A48 兼ねることはできない。両室は別のものとしてそれぞれ同数を整備する必要がある。

Q49 玄関外側に設置する常時「ピンポン」と鳴り続ける装置は、条例で求める音声誘導装置に該当するか。

A49 ピンポン音のみでは情報の内容までは伝達することができないため、条例第 19 条第2項第1号イで求める「視覚障害者を誘導する設備」とは見なすことはできない。

Q50 条例第 21 条の3で、道路内に点字ブロックの敷設義務が生じるが、道路法第 24 条の承認申請が必要か。

A50 ガスや水道の接続と同様に、確認申請とは別の手続きとして道路管理者に申請をしてください。

Q51 条例第 25 条に多数の者が利用する施設として劇場等という用語が定義されているが、特定建築物に観客席を設ける場合は車椅子使用者用客席を設ける必要があるか。

A51 令和 7 年 6 月 1 日施行の施行令の改正により車椅子使用者用客席の設置が義務付けられました。

Q52 条例第 26 条の受付カウンターとは、事務的な受付業務を行うものに限られるか。

A52 受付カウンターとは、事務所の窓口業務を行うものの他、物品販売店のレジ、飲食店のカウンター席の机等も該当する。

Q53 条例第 17 条第1項第3号では車椅子使用者用便房以外に腰掛け便座の大便器を設けた便房を 1 以上設けることとあるが、例えばホテル、旅館で 10 室以上ある場合、200 ㎡程度の比較的小規模な建物であっても共用部分に車椅子使用者用便房とは別に腰掛け便座の大便器を設けた便房を1以上設ける必要があるか。

A53 施行令第 14 条第 1 項、条例第 14 条、別表 1 にあるとおり、例えば 200 ㎡かつ 10 室以上の規模のホテル又は旅館であれば共用部分に一般客が利用できるトイレがある場合、車椅子使用者用便房の設置が必要となる。条例第 17 条第 1 項第3号については、車椅子使用者用便房以外のトイレを併設している場合に、当該トイレ内の大便器を最低 1 箇所（男女別がある場合はそれぞれ）は腰掛け便座とすることを求めているものであり、車椅子使用者用便房を不特定多数の人が利用できる便所と兼用して 1 箇所しか設けない場合には、別途腰掛け便座の大便器を設けた便房の設置は要しない。なお、条例第 17 条第2項第5号の車椅子使用者用簡易型便房は車椅子使用者用便房とは別に設けることが必要です。

Q54 利用居室となる和室は小規模なものであっても入り口に段差を設けることは認められないのか。

A54 和室でも利用居室と扱われる場合には、原則として、移動等円滑化経路と和室とは段差を設けてはならない。ただし、車椅子使用者も車椅子を降りて和室を利用する実態もあることから、10畳程度の小規模な和室で、例えば出入り口と畳部分との間の踏込み部分（非居室の空間）が車椅子の回転に十分な広さを確保されている場合など、車椅子からの乗り移りに支障の無い場合には段差を設けることは差し支えないものとする。この場合の段差は車椅子の座面の高さ程度（おおむね45cm程度）で一段とし、乗り降りの際に支障となる式台（移動可能なものを除く）などを設けない形態とすることが望ましい。なお、原則として、この取扱いは2,000㎡未満の建築等する場合に限る。

Q55 飲食店でテーブル席と同じフロアにある和室等の個室は小規模なものであっても入り口に段差を設けることは認められないのか。

A55 飲食店でテーブル席と仕切りのない同じ空間に小上がりの座敷がある場合には、一つの利用居室と扱われるため、座敷部分の段差については制限されないが、車椅子でも乗り移りやすい高さ（おおむね45cm程度）とされることが望ましい。また、テーブル席空間と隣接して間仕切り壁、ふすま等で仕切られて別空間となっている座敷（一旦下足場で靴を脱いで、廊下を介して入室するような座敷）については、テーブル席空間とは別の利用居室となりそこに至るまでの経路が移動等円滑化経路となることから、各室までの段差解消が必要と考えられるが、同じフロア内で車椅子でも利用できるテーブル席が十分に確保され、同様のサービスが享受できる場合には、2-QA6カック書き後段の考え方を準用し、この限りでないものとする。ただし、この場合であっても一部の座敷だけでも車椅子から直接乗り移りやすい形態とされることが望ましい。なお、原則として、この取扱いは2,000㎡未満の建築等する場合に限る。

Q56 床面積200㎡未満の用途変更では、建築確認の申請対象とならないが、福祉のまちづくり条例に適合しなければならないか。

A56 建築確認の申請対象とならない規模であっても、用途を変更して特別特定建築物とする場合は、原則的に建築物移動等円滑化基準に適合させる必要がある。（建築基準法も同様。）
ただし、法附則第4条第3項に規定する類似の用途相互間における用途の変更をするものは除く。

Q57 条例第14条第1項ただし書き各号の建築物の規模は、用途変更部分の床面積で判断するのか、建築物の床面積で判断するのか。

A57 用途変更部分の床面積で判断する。なお、テナント部分の用途変更により複合施設となる場合の用途変更部分の床面積は、共用部分の床面積を複合施設の各用途の床面積で按分した床面積を用途変更面積に加えたものとする。（O2-Q65参照）。

Q58 温水シャワー付きオストメイト用設備について、温水シャワーは泡沫型でもよいのか。

A58 よろしい。

Q59 弱視者対応として廊下、階段、トイレ等で「必要な照度を確保」とありますが、具体的にはどの程度必要か。

A59 弱視者の視認性には個人差が大きいことから、確保すべき照度の数値基準は設けていないが、照明器具等の適切な設置により、明るさにむらがなく、通行や施設を利用する上で支障のない照度を確保する必要がある。

Q60 情報通信技術を活用した環境整備の推進とはどんなことか。

A60 県の方針として、情報通信技術を活用したバリアフリー又はユニバーサルデザイン整備を積極的に促進することを推奨するよう位置付けたものである。（施設単位として取り組むイメージではない）。施設単位の整備例は、以下のような取組みが考えられる。

- ・施設 HP へバリアフリー情報の掲載
- ・AI やデジタルサイネージを用いた避難誘導、トイレの待ち時間の表示の導入
- ・スマホでQRコードを読み取ることにより、視覚障がい者に音声案内するアプリ等

Q61 移動等円滑化経路における主要な出入口は、自動扉又は引き戸としなければならないとあるが、準移動等円滑化経路には適用されないか。

A61 条例第 19 条第 2 項第 1 号ウに規定する出入口戸の整備基準（自動ドア又は引き戸とすること。）は、準移動等円滑化経路の出入口戸には適用しない。なお、準移動等円滑化経路は、道等から各住戸までの経路であり、車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの経路は該当しない。

Q62 主要な出入口を開き戸とする場合、親子戸としてもよいか。

A62 開き戸とする場合、片側戸のみの開放時の有効開口を 80cm 以上確保できれば採用が可能である。

Q63 出入口の有効幅は、90 度を超えて開いた状態で計測してもよいか。

A63 有効開口の状態が最も狭い（90 度）において有効幅を確保する必要がある。

Q64 「浴室等」には何が含まれるのか。

A64 「浴室等」とは、浴室・シャワー室を指す。「浴室」には、洗い場、浴槽、脱衣室、障がい者用シャワールーム、更衣ブースが含まれる。

Q65 複合施設において各用途の床面積を算定する場合、共用するスペースの床面積はどのように算出するのか。

A65 共用部分の床面積は、複合施設の各用途の床面積で按分する。

Q66 インターホンで呼び出して、従業員が直接案内する場合は、点字ブロックの敷設範囲を道からインターホンまでとしてよいか。

A66 道等から案内設備若しくは案内所までの経路は、視覚障がい者移動等円滑化経路として整備する必要がある。ただし、視覚障がい者移動等円滑化経路が長くなり、視覚障がい者が安全に通行できないときは、道等からインターホンまで点字ブロックを敷設し、従業員等が案内設備まで誘導する場合に、道等からインターホンまでの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とすることができる。（インターホンについては 02-Q24 を参照）

Q67 トイレブースの扉が不使用时に常開となる仕様の場合でも、トイレブースの壁部分と扉部分は相互に明度差等を設けなければならないか。

A67 トイレブースの扉が不使用时に常開となる仕様の場合でも、使用中等で扉が閉まっていると、扉と周囲のコントラストが小さい場合に、弱視者はトイレブースを壁と誤認するおそれがあり、ブースから出ようとしている利用者に衝突したり、扉に手を挟まれそうになったりと怪我や事故に繋がるおそれがあるため、トイレブースの壁部分と扉部分は相互に明度差等を設ける必要がある。

Q68 出入口に建具を設けない場合、条例第 16 条第 5 項の規定は、出入口部分に対しては適用されないと考えてよいのか。

A68 条例第 16 条第 5 項の規定は、出入口戸を整備の対象としているが、出入口に建具を設けない場合でも、弱視者が出入口の位置を認識できるようにするため、出入口枠の色を他の部分と異なるものにする、出入口が設けられている壁の色と出入口奥の室の壁の色を異なるものにする等の措置を行うことが望ましい。(条例 17 条第 1 項第 6 号において、トイレブースの扉が常開となる場合も同様。)

Q68-2 条例第 16 条第 5 項の規定は、廊下等に面する全ての出入口戸に適用されるのか。

A68-2 不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障がい者等が利用する出入口戸に適用される。例えば、特定の従業員の利用が想定される階段室、機械室、倉庫等の出入口に設ける戸には適用しない。

Q69 床と巾木の色は明度差等が必要か。

A69 床面と壁面の色の明度差等が確保されている場合は、不要である。

Q69-2 「床面、壁面及び出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、それらの存在を容易に識別できるものとする」とあるが、腰壁(ライニング)も同様に適用の対象として扱うのか。

A69-2 腰壁(ライニング部分)も壁として扱う。ただし、便所において小便器等の衛生器具とその背面部分の腰壁等に大きなコントラストを設けることにより、同衛生器具を壁面として空間が認知でき、かつ床面と壁面が容易に識別できるように整備した場合は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくした場合と同等と扱えるものとする。

Q70 車椅子使用者用便房の大きさについて、「既存改修の場合や、用途面積が概ね 300 m²以下の建築物の場合についてはやむを得ない場合に限り、車椅子使用者の利用に支障のない広さとする」とあるが、「やむを得ない場合」とは、どのような場合か。

A70 建築物の構造上又は機能上の事情等により、十分な空間を確保することが困難な場合を指す。

Q71 移動等円滑化経路上の便所内の通路には、令 19 条第 2 項第 3 号の「廊下等」の基準が適用されるか。

A71 便所内の通路は廊下に該当しないため、適用しない。

Q72 バリアフリー法に基づき設置した車椅子使用者用駐車施設をハートフル駐車場として兼用することは可能か。

A72 可能である。なお、鳥取県では、障がい者が外見等では分かりづらい方や一時的に歩行が困難な方等も優先区画を利用できるよう、利用証により利用対象者を明確にした上で、車椅子使用者用駐車施設をハートフル駐車場として登録することを認めている。ただし、車椅子使用者用駐車施設は、車椅子使用者その他障がい者等の広い幅員を必要とする方が利用対象者であるが、ハートフル駐車場は、広い幅員を必ずしも必要としないものの駐車区画の位置等に関し移動に配慮が必要な方も利用対象者に含まれるため、車椅子使用者用駐車施設の利用集中緩和のため、車椅子使用者用駐車施設と別区画のハートフル駐車場を併せて整備することが望ましい。

03 計画の認定について

Q1 建築物移動等円滑化誘導基準に基づいて計画の認定を申請しようとする場合、条例で付加された基準についても適合させる必要があるか。

A1 建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じる特別特定建築物については、法第 14 条の規定に基づき、条例で付加された基準に適合する必要があるが、これ以外の建築物については第 14 条の適用を受けないため、適合義務は生じない。

Q2 認定を受ける建築物の資金計画はどのような基準で審査するのか。

A2 資金計画についての審査基準はなく、記録されている資金計画が事業遂行上無理のないものかどうか判断を行う。

Q3 法第 17 条第6項において、建築主事は法第 14 項第1項の審査を要しないとあるが、どういう意味か。

A3 計画認定においては所管行政庁が建築物移動等円滑化誘導基準への適合の審査を行うので、建築主事としては建築物移動等円滑化基準の審査を重複して行わないということである。ただし、法第 14 条第3項に基づいて条例で付加された基準については建築主事が建築確認において審査する必要がある。

Q4 計画認定に併せて、建築確認申請書を所管行政庁に提出し、審査を受けることができるが、この場合の申請手数料はどうか。

A4 この場合においては、所管行政庁が建築主事に対して計画の通知を行うことになり、国等が行う計画通知と同様の扱いとなる。申請手数料については、各所管行政庁により取扱いが異なる場合があるので問い合わせされたい。

Q5 計画認定に併せて、建築確認申請書を所管行政庁に提出し、審査を受ける場合においては、国等が行う計画通知と同様の扱いとなるとのことだが、建築基準法第 18 条第 5 項に基づく構造計算適合性判定の対象になるのか。

A5 バリアフリー法においては、建築基準法第 18 条第3項及び第 15 項が準用されているが、第4項については準用されていないため、法文上は対象とならない。ただし、所管行政庁によっては条例等で対象としている場合があるので問い合わせされたい。※平成 28 年5月時点では、鳥取県内で対象としている所管行政庁はない。

Q6 計画認定にあわせて建築確認申請を提出する場合、その提出先は指定確認検査機関でもよいか。

A6 バリアフリー法第 17 条第4項により、建築基準法第6条に基づく建築主事への申請の規定による場合だけであり、指定確認検査機関への申請には適用されない。指定確認検査機関に申請する場合は通常の確認申請の扱いとなり、別途、所管行政庁へ計画認定を行うこととなる。

Q7 計画認定を受けた後、計画認定の変更を要しない範囲で、建築基準法による建築確認の計画変更が必要となった場合には、どのような手続を取るのか。

A7 計画認定の変更を伴わない場合は、建築基準法に基づき通常建築確認の計画変更が必要となる。この場合、確認申請手数料が必要となる。



 鳥取県